

離 婚 届

婚姻関係を、将来に向かって解消させることが、『離婚』です。

『離婚』には、当事者の話しあいによる『協議離婚』と、裁判所が関与する『裁判離婚』があります。

協議離婚とは、裁判所は関与せず、夫婦の意思に基づく合意によって婚姻関係を解消し、証人2名がこれを証することです。届出が受理されることによって成立します。

裁判離婚とは、当事者間の協議で合意が成立しないため、家庭裁判所が関与する成立・確定のもとにする離婚です。その手続きの差異により調停離婚・審判離婚・和解離婚・認諾離婚・判決離婚の五つに分類されます。調停・和解・請求の認諾が成立したとき、または審判や判決が確定したときに離婚の効果が生じます。

根 拠 法 令	戸籍法第76条～第77条、民法第763条～第766条
届 出 期 間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協議離婚の場合は、届出した日が離婚成立日となります。 ・ 裁判離婚の場合の離婚日は、家庭裁判所で離婚が成立・確定した日になります。調停成立日、審判、判決、和解、請求の認諾の確定日から10日以内に届出をしてください。10日以内に申立人、訴を提起した者が届出しない場合は、10日を経過後に相手方からも届出することが可能となります。
届 出 地	本籍地、住所、所在地(居所や一時滞在地)
届 出 人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協議離婚の場合：当事者2名(夫妻)で証人は成年2名以上です。証人が2名いない場合は、受理はできません。 ※届書を市役所に持参するのは夫又は妻の一方、あるいは代理人でも可 ・ 裁判離婚の場合：申立人(調停が「相手方の申出により調停成立」となっている場合は相手方からも可能)、訴を提起した方。代理人でも可。 ※証人は不要です。 ・ 調停離婚：調停の申立人(相手方の申出により調停が成立した場合は相手方も届出することができます) ・ 審判離婚：審判の申立人 ・ 和解離婚：訴えの提起者(相手方の申出により和解が成立した場合は相手方も届出することができます) ・ 認諾離婚：訴えの提起者

	<ul style="list-style-type: none"> ・判決離婚：訴えの提起者
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・届書：離婚届記入例は下記をご覧ください ※戸籍全部事項証明書の添付は不要となりました。 ・印鑑：夫と妻の印鑑(それぞれ別のもの) ※押印は任意です。押印する場合はお持ちください。 ・国民健康保険被保険者証(加入者) 協議離婚以外のときは、以下の書類が必要です。 ・調停離婚：調停調書の謄本 ・審判離婚：審判書の謄本及び確定証明書 ・判決離婚：判決書謄本及び確定証明書 ・認諾離婚：請求の認諾調書の謄本 ・和解離婚：和解調書の謄本
その他	<p>「届書に共通する主な留意事項」は必ず確認してください</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国籍の方と日本人の方の離婚の場合、日本で離婚するためには、上記必要書類に加えて、日本人の方の住民票（発行後1年以内のもの）も添付してください。ただし、春日部市に提出する場合、日本人配偶者の方の住所が市内にあるときは、住民票を添付する必要はありません。 ・未成年者が子が夫妻の間にいる場合、必ず親権者を行うのがどちらになるかを決めなくてはなりません。届書に子の「氏名」を記載し、親権者を戸籍の筆頭者ではなかった者と定めても、それだけでは子は同一の戸籍（氏）にはなりません。子を、筆頭者でなかった者と同一の氏（戸籍）にするためには、家庭裁判所の許可が必要です。 ・戸籍の筆頭者でなかった者が継続して婚姻中と同一の氏を称するためには、離婚届のほかに「離婚の際に称していた氏を称する届（77条の2の届）」を提出してください。この届出は離婚日から3か月以内に提出していただくこととなります（3か月を経過している場合は、家庭裁判所で氏の変更について許可が必要となります）。 ・裁判離婚で、届出人ではない方が新戸籍を編製したい場合は申出書が必要となります。
関連の届出	<ul style="list-style-type: none"> ・離婚の際に称していた氏を称する届（離婚届のみを出すと、旧姓に戻ります。旧姓に戻らず現在の氏を使いつづけるとき）

	<ul style="list-style-type: none"> ・入籍届（お子さんの戸籍も移したいとき） ・養子離縁届
教 示	離婚届の不受理処分がされたとき、戸籍法第122条により家庭裁判所に不服申立てができます。

離婚届記載上の留意事項

(1) 欄	<ul style="list-style-type: none"> ・氏名は、婚姻中の氏名を記入してください。 ・生年月日は、年号を略さずに記入してください。 ・住所は届出時点での住民登録（住民票）の住所を省略せずに記入してください。 ・離婚によって住所が自動的に異動することはありませんので、住所が変更になる方々は、住民登録についての異動届を提出する必要があります。 <p>※離婚届、転入届又は転居届を同時にする場合、同日なら新住所を記入します。</p>
(2) 欄	<ul style="list-style-type: none"> ・届出時点の夫妻の本籍及び筆頭者氏名を記載します。筆頭者は婚姻時に氏を改めていない方になります（夫の氏で婚姻しているなら夫が筆頭者）。外国籍の方は「夫（妻）の国籍 フィリピン共和国」のように国籍を記載してください。 ・「父母の氏名」欄は父母が婚姻中（死別も含む）であれば、父の欄は父の氏名、母の欄は母の名のみを記載します。届出時点で父母が婚姻中ではない、死別後に姻族関係終了届もしくは復氏届をしている場合は、父・母ともに氏名を記載してください。ただし、父母の一方もしくは双方が外国籍の方々の場合は、婚姻中であるかを問わず氏名で記載してください。 ※養父母は、その他欄に「夫の養父 ○○」のように記入してください。 ・続き柄は、「長男」「長女」といった父母との続き柄を記載します。長男であれば「長」と記載します。「じなん」や「じじょ」の場合は「二男」「二女」と記載します。
(3)・(4) 欄	<ul style="list-style-type: none"> ・「離婚の種別」は、当事者間で離婚する旨を決定し、証人2名以上を立てて行う届出が「協議離婚」です。これ以外の種別はすべて家庭裁判所で成立・確定したものです。該当するものにチェックを行い、裁判所が発行したそれぞれの調書に記載されている成立日、あるいは確定証明書に記載されている確定日を元号を用いて記載してください。 ・「婚姻前の氏にもどる者の本籍」は、筆頭者ではない方が、離婚により戸籍がどうなるかを記載します。そのままの氏名（苗字）を使うときには、必ず「離

	<p>婚の際に称していた氏を称する届」が必要となります。これを届け出ないときは、婚姻前の氏名（旧姓）に戻ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「もとの戸籍にもどる」とは、婚姻届出直前の戸籍にもどる、ことを意味します。（ただし、婚姻中に養子縁組をされている場合で、かつ縁組継続中であれば、養父母の戸籍が、もどる戸籍となります。） ・「新しい戸籍をつくる」は、婚姻前の氏にもどる者が届出人の場合（協議離婚では必ず夫・妻ともに届出人ですが、裁判離婚の場合は訴を提起した方になります）に、任意に届出人の意思で新しい戸籍をつくることとなります。つまり訴を提起した方が夫の場合で、氏をもどすのが妻であるときは、「新しい戸籍をつくる」は選ぶことができません。但し、相手方が新戸籍をつくる旨の申出書（離婚届のその他欄でもよい）を記載しており、それを添付した（その他欄に記載していただいた）うえで届出する場合には、選ぶことができます。 ・「婚姻前の氏にもどる者」が「離婚の際に称していた氏を称する届（戸籍法第77条の2の届）」を同時に提出する場合は、「婚姻前の氏にもどる者の本籍」欄は空欄のままとし、「その他」欄に「同日戸籍法第77条の2の届出」と記載してください。（離婚の種別はいずれの場合も必ず記載してください。）
(5) 欄	<p>当該夫妻の間の嫡出子（養子を含む）で、かつ未成年者については必ず夫か妻のいずれかが親権を行うことになるので、該当するお子様の氏名を記載してください。未成年者の戸籍が、当該夫妻とは別の戸籍にあるときは、「その他」欄にお子様の本籍、筆頭者氏名も記載していただくようお願いいたします。</p> <p>なお、子を離婚後の母（または父）の新しい戸籍に入籍させるには、家庭裁判所の許可が必要になります。子の氏を父または母の氏に変更する旨の許可審判を得た後、その審判書の謄本を添えて、入籍届を出してください。</p>
(6) (7) (8) 欄	<p>「同居の期間」は必ず記載してください。元号を用いた年月で記載していただくこととなります。「別居する前の住所」も記載してください。但し、離婚届出時点で、同居中である場合は「その他」欄に、「現在同居中であるため(7)(8)欄は空欄である。」旨を記載してください。</p>
(9) 欄	<p>この欄は戸籍に記載される内容ではありませんが、届書には記載していただく必要のある欄です。必ず該当する番号の□にレ点チェックをしてください。</p>
届出人欄	<ul style="list-style-type: none"> ・届出人の署名、押印（任意）は、届出時点の氏名でしてください（夫も妻も同じ氏です。離婚届を提出して初めて氏が変更になるので、変更後の氏ではありません）

	<p>ません)。</p> <ul style="list-style-type: none">・届出人は「夫」「妻」両方ですが、家庭裁判所で成立・確定した離婚の場合は、申立人・訴を提起した方からの届出になりますので、相手方の署名・押印は不要です。
証 人 欄	<ul style="list-style-type: none">・協議離婚の場合は、証人の署名・押印（任意）・生年月日・住所・本籍、すべてを記載してください。・証人は成年に達している方でないとなることができません。証人が2名いない場合は受理できません。・家庭裁判所で成立・確定した離婚については証人は不要です。

記入例	離婚届	受理 令和 年 月 日 第 号	發送 令和 年 月 日
		受付 令和 年 月 日 第 号	埼玉県春日部市長 印
令和6年3月1日届出		調査 戸籍記載 記載調査	調査票 附票 住民票 通知
※届出日を記入してください		埼玉県春日部市長 殿	
(1)	氏名	夫 かすかべ たろう 氏名 粕壁 太郎	妻 かすかべ はなこ 氏名 粕壁 花子
	生年月日	昭和・ 平成 3年 3月 20日	昭和 平成 60年 5月 6日
(2)	住所	埼玉県春日部市金崎 839 丁目 番地 1	埼玉県春日部市金崎 839 丁目 番地 1
	(住民登録をしているところ)	(方書・マンション名) ショウワハイツ102	(方書・マンション名) ショウワハイツ102
	世帯主の氏名	粕壁 太郎	粕壁 太郎
(3)	本籍	埼玉県春日部市金崎 839 丁目 番地 1	
	外国人のときは国籍だけを書いてください	筆頭者の氏名 粕壁 太郎	
(4)	父母の氏名	夫の父 粕壁 一郎	妻の父 庄和 三郎
	父母との続き柄	母 粕壁 京子	母 庄和 彩子
(5)	離婚の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚	<input type="checkbox"/> 和解 年 月 日成立
	婚姻前の氏に	<input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる	<input type="checkbox"/> 請求の認諾 年 月 日認諾
(6)	もどる者の本籍	<input checked="" type="checkbox"/> 妻 は <input checked="" type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる	<input type="checkbox"/> 判決 年 月 日確定
	未成年の子の氏名	夫が親権を行う子	妻が親権を行う子 粕壁 竹子、粕壁 梅子
(7)	同居の期間	昭和・ 平成 令和 20年 10月から平成・令和 年 月まで	
	別居する前の住所	埼玉県春日部市中央6丁目 2 番地 1	(よみかた) しょうわ はなこ 筆頭者の氏名 庄和 花子
(8)	別居する前の世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 1、農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2、自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input checked="" type="checkbox"/> 3、企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から9人までの世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） <input type="checkbox"/> 4、3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） <input type="checkbox"/> 5、1から4にあてはまらないその他のの仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6、仕事をしている者のいない世帯	
	夫婦の職業	夫の職業	妻の職業
(9)	その他		
	届出人署名押印	夫 粕壁 太郎 印	妻 粕壁 花子 印
(10)	事件簿番号	住所を定めた年月日	連絡先 自宅 ・勤務先・携帯
		夫 年 月 日	電話 048-736-1111 (夫 妻)
		妻 年 月 日	

※持参するもの
・印鑑 ・本人確認ができるもの

※離婚後、配偶者が婚姻中の氏を使用される場合は婚氏続称届（法77条の2）が別に必要となります。
 ※証人欄については、18歳以上の2人の方の署名が必要です。
 なお、調停離婚の場合は、裁判所の調停調書を添付してください。
 ※協議離婚の場合は面会交流や養育費について協議がなされているかを確認をさせていただきます。

離婚届書（右側）

		証	人
署 押 生 年 月 日	名 印	春日部 竹男 印	wayne rashman 印
		昭和 15年 12月 20日	西暦 1950年 5月 29日
住 所		埼玉県春日部市中央 7	同 左
		(丁目) 2 (番地) 1 番 号	丁目 番地 番 号
本 籍		埼玉県春日部市中央 7	アメリカ合衆国
		(丁目) 2 (番地) 1 番	丁目 番地 番

未成年者がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけて下さい。

(面会交流)

- 取決めをしている。
 まだ決めていない。

未成年者がいる場合に父母が離婚をするときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

(養育費の分担)

- 取決めをしている。
 取決め方法： (公正証書 それ以外)
 まだ決めていない。